

第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画
(案)

岩 国 市
令和 年 月

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の期間 2
- 4. 計画の策定体制 2
- 5. 計画の推進体制 4

第2章 岩国市の現状

- 1. 人口の動向 5
- 2. 合計特殊出生率の推移 9
- 3. 世帯数の推移 10
- 4. 経済状況及び就業構造の変化 11
- 5. アンケートの調査結果からみる岩国市の現状 12

第3章 計画の基本理念

- 1. 計画の基本理念 15
- 2. 計画の基本目標 15
- 3. 計画体系 16

第4章 基本目標ごとの取組

1. 子どもの安全を確保する…………… 17
2. 子どもと親の健康を守る…………… 22
3. 支援を要する子どもや家庭を支える …… 25
4. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる …… 29

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定…………… 34
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 …… 34
3. 教育・保育施設の充実…………… 35
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実 …… 42
5. 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保…………… 56
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …… 57

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 17（2005）年度から次世代育成支援対策推進法に基づき、「次世代育成支援対策岩国市行動計画（にっこりプランⅡ・Ⅲ）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

平成 27（2015）年3月には子ども・子育て支援法に基づき、「第1期岩国市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実など、各種施策に取り組んできました。

第1期計画を策定した平成 26（2014）年度時点では、岩国市の出生数は年間 1,000 人前後で推移していました。その後、本市においても急速に少子化が進行し、平成 31（2019）年4月1日現在の0歳人口は 808 人になっています。

このような傾向が続いた場合、第2期計画の最終年度である令和 6（2024）年度末の0歳人口は 727 人となる予測であり、5年間で1割以上の減少が想定されます。

少子化とともに高齢化も同時に進行しているため、労働力人口が減少し、社会保障負担の増加や地域社会の活力低下が懸念されています。また、非正規雇用の増加や長時間労働の常態化など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって孤立感を持つ子育て世帯や、ひとり親世帯の増加等による子どもの貧困など、深刻な課題として認知されるようになってきたものもあります。

「第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題の解決に向けた方向性を示すとともに、新たに子どもの貧困等に関する施策も加え、安心して子育てができるまちづくりを推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7（2025）年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

あわせて、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）が令和元（2019）年6月に改正され、第9条において市町村による貧困対策計画の策定が努力義務として課されたことから、本市における子どもの貧困対策を本計画に含め、「市町村計画」として位置づけます。

本計画は、岩国市総合計画をはじめ、岩国市地域福祉計画や第2次岩国市健康づくり計画、岩国市障害者計画及び障害児福祉計画等関係する各分野の計画と連携・整合を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和2（2020）年度を開始初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の開催

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「岩国市子ども・子育て会議」を開催し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

（2）アンケート調査の実施

岩国市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかを把握し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

（調査の目的）

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

（調査の対象）

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

（調査の方法）

郵送による配付・回収

(調査の期間)

平成 30 (2018) 年 12 月 20 日～平成 31 (2019) 年 1 月 10 日

※ ただし、平成 31 (2019) 年 1 月 25 日までに回収された調査票を有効回収票として扱い、集計・分析を行いました。

(回収の結果)

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	1,991 件	920 件 (904 件)	46.2% (45.4%)
小学生の保護者	994 件	453 件 (449 件)	45.6% (45.2%)

(3) 国・県との連携

計画の策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら行いました。

(4) パブリックコメントの実施

岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱に基づき、令和元（2019）年 12 月 16 日から令和 2（2020）年 1 月 15 日までの間に計画案を広く公表し、本計画に対する意見を求めました。

5. 計画の推進体制

計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施策を推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。

(1) 関係機関等との連携

質の高い教育・保育その他子ども・子育て支援の提供をするため、庁内関係部局間の連携強化を図るとともに、県との間においても共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

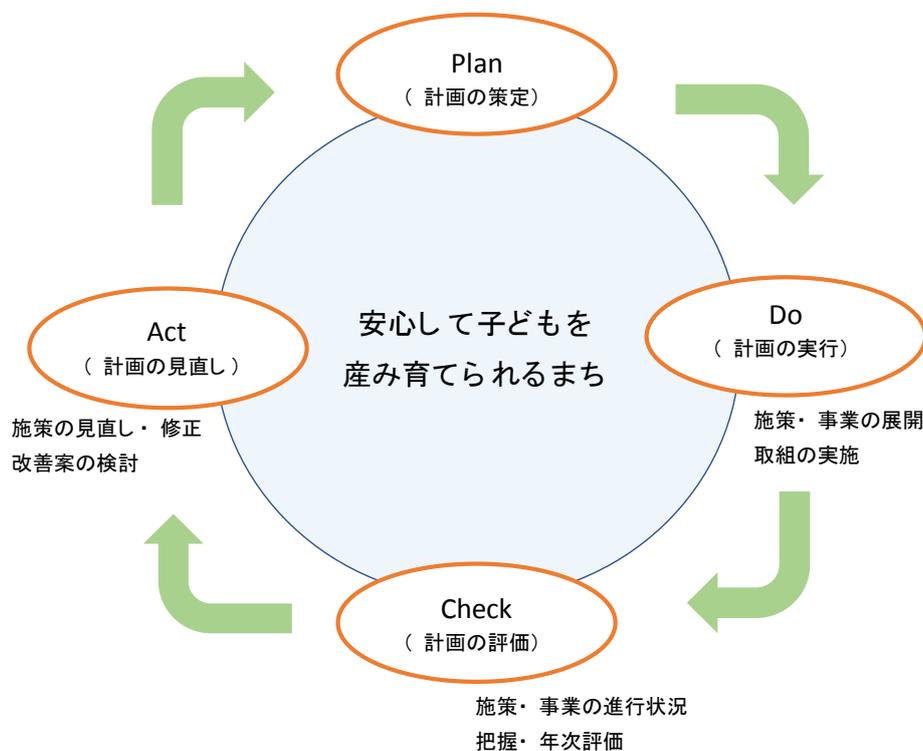
(2) 計画の達成状況の点検・評価

計画に掲げた施策については、子ども・子育て会議において、定期的の実施状況等を点検・評価し、結果に基づいた事業内容の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しを行います。

なお、計画及び計画における実施状況の点検・評価については、ホームページ等で公表します。

図表 1 PDCAサイクル



第2章 岩国市の現状

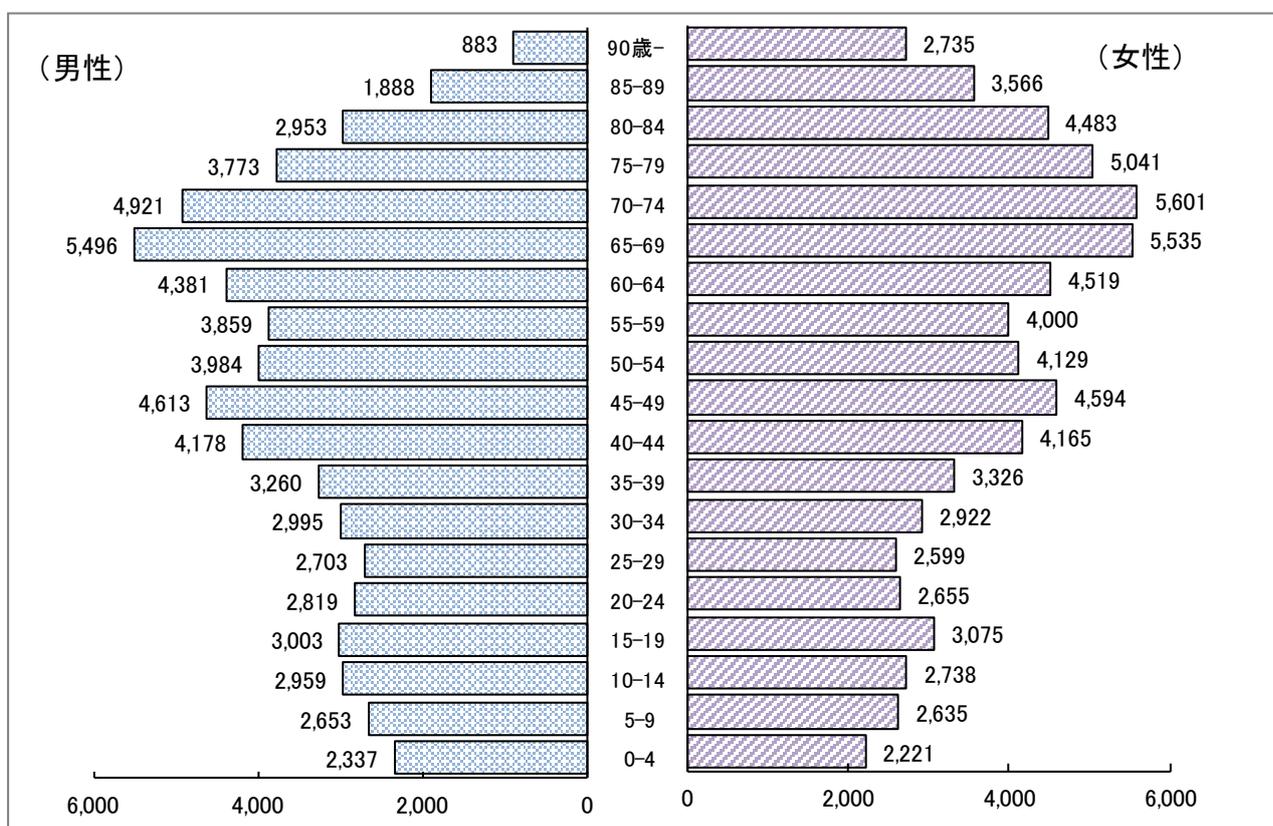
1. 人口の動向

(1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに65歳以上の高齢者人口が多く、年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少しています。日本全体の人口ピラミッド同様、出生数の減少によって自然増加率がマイナスとなり、将来人口の減少が予想される型となっています。

また、いわゆる団塊の世代（昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれ）が2025年には後期高齢者になります。少子化に加え、高齢化が同時に進行することで、本市の将来人口は今後も減少を続けることが予想されます。

図表 2 人口ピラミッド



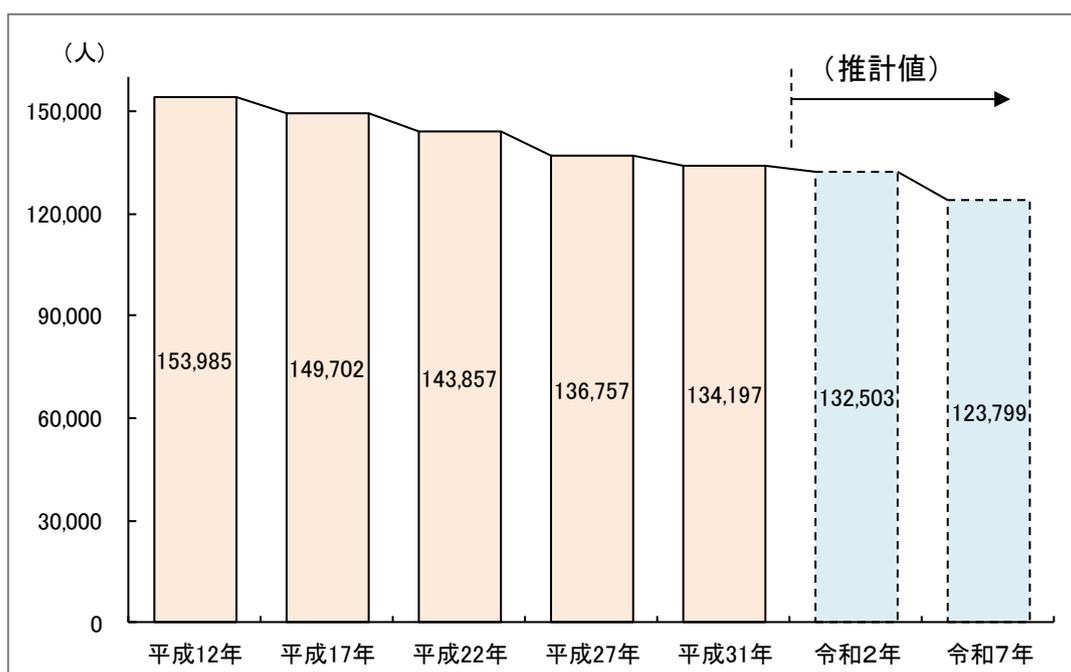
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(2) 人口の推移及び将来推計

本市の人口は減少傾向にあります。平成 12（2000）年の人口は 153,985 人でしたが、平成 27（2015）年には 136,757 人となっており、15 年間で 11.2% 減少しています。

住民基本台帳を基に将来の人口を推計したところ、人口減少の傾向は今後も継続し、令和 7（2025）年には 123,799 人となることが想定されます。このことは、平成 12（2000）年からの 25 年間で人口が約 2 割減少することを意味します。

図表 3 人口の推移及び将来推計



資料：平成 27 年国勢調査

※ 平成 31 年は住民基本台帳（4 月 1 日現在）

※ 令和 2 年以降の人口は各年 4 月 1 日の推計値

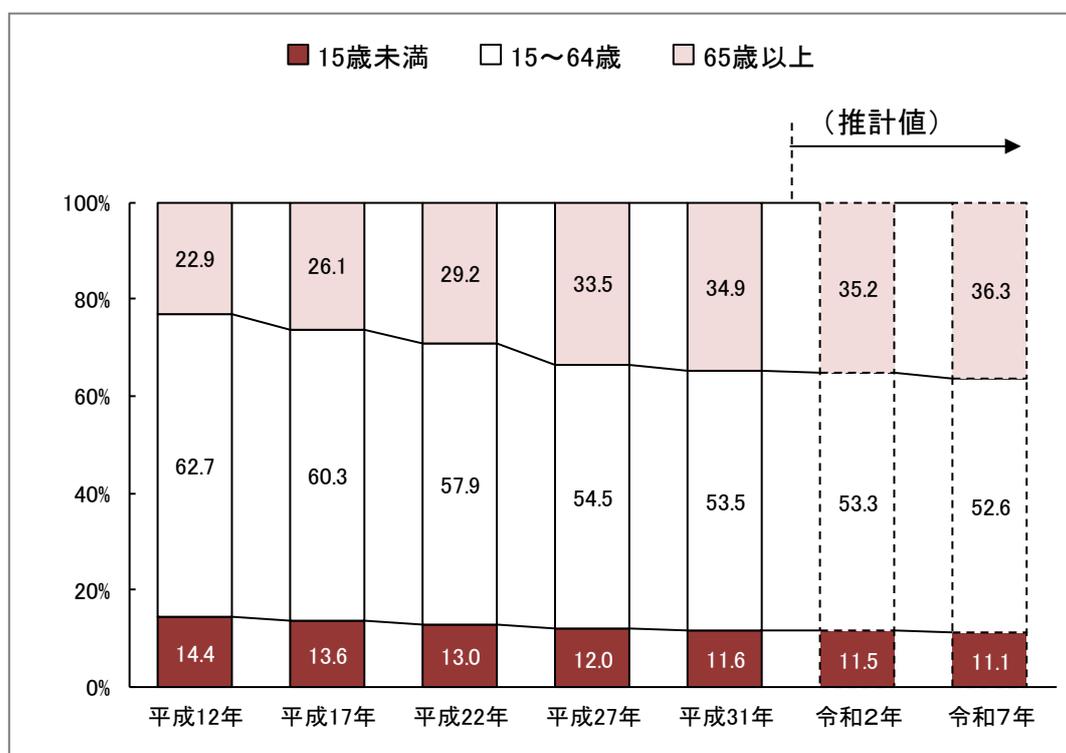
(3) 年齢3区分人口の推移及び将来推計

本市の人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移をみると、平成12（2000）年では全人口に占める65歳以上の割合は22.9%であったものの、その後急速な高齢化が進行し平成27（2015）年には33.5%になっています。これは、本市の住民の約3人に1人が65歳以上の高齢者であることを示しています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成12（2000）年では14.4%であったのが、平成27（2015）年には12.0%まで低下しており、高齢化と同時に少子化が進行していることが分かります。

人口推計の結果、高齢化の進捗は幾分緩やかになることが予想されていますが、少子化の傾向は今後も継続する見込みです。

図表 4 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計



資料：国勢調査

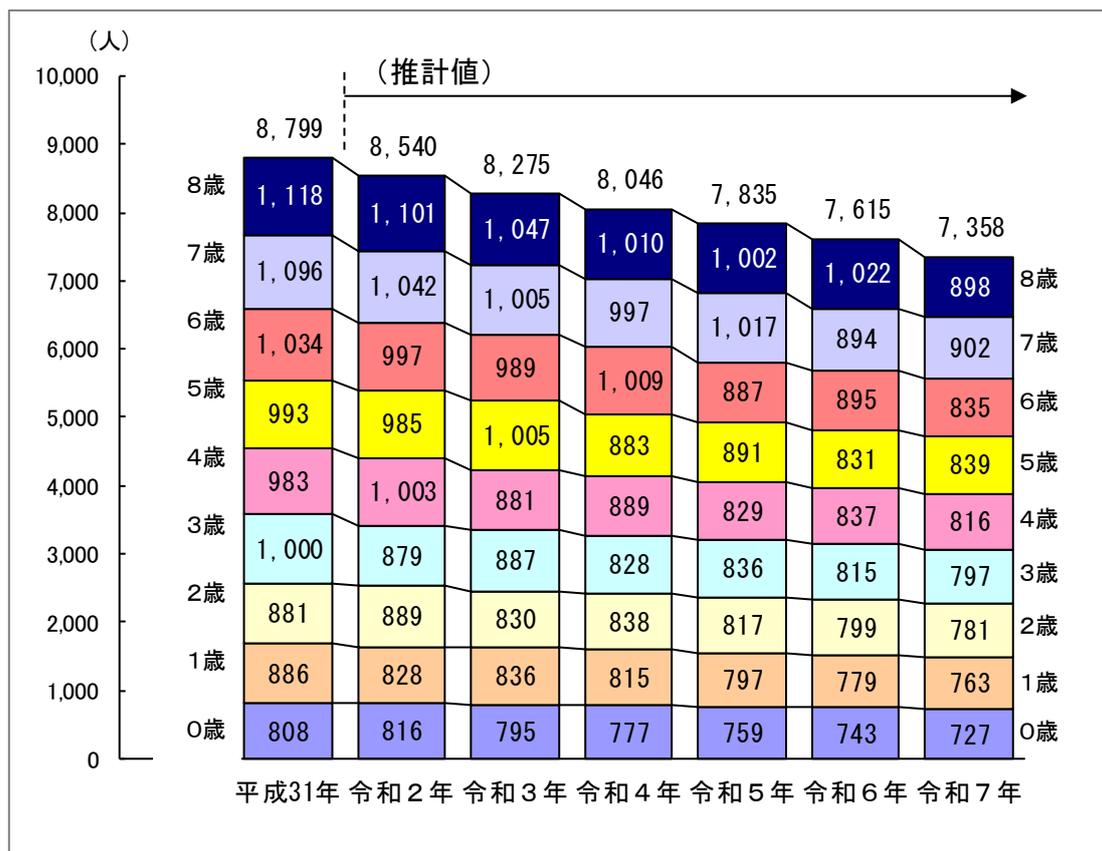
※ 平成31年は住民基本台帳（4月1日現在）

※ 令和2年以降の人口割合は各年4月1日の推計値

(4) 8歳以下の各歳別人口推計

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき本市の人口推計を実施しました。
 8歳以下の人口は、平成31(2019)年4月1日現在8,799人であったのが、
 将来推計をみると、6年後の令和7(2025)年には7,358人と、16.4%減少
 する見込みです。

図表 5 人口推計結果(8歳以下)



資料：住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

※ 令和2年以降の人口は推計値

2. 合計特殊出生率の推移

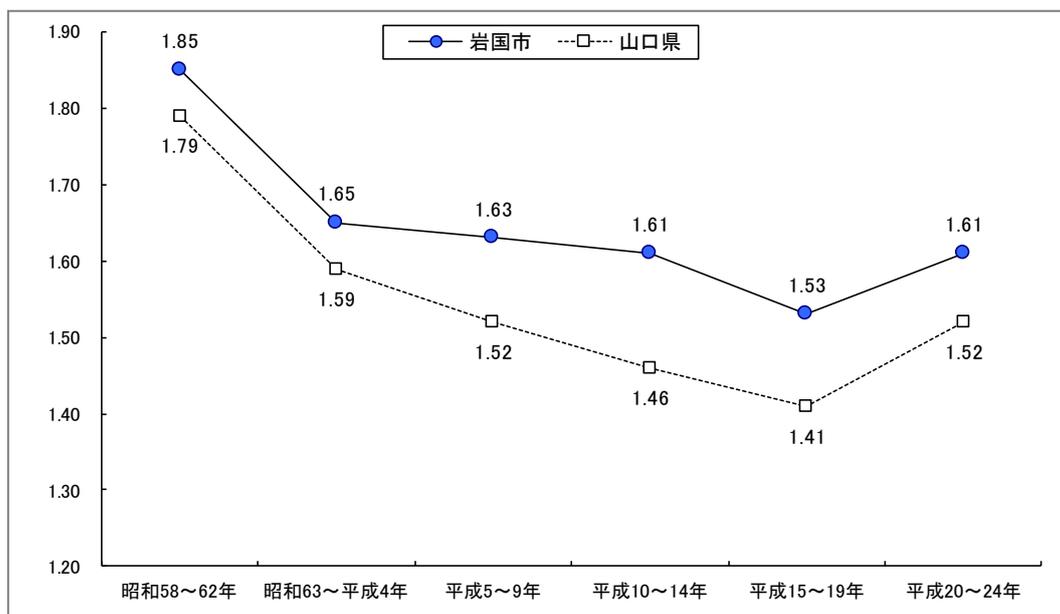
合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

ベイズ推定とは、偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる手法です。

本市の合計特殊出生率は、昭和58（1983）年から昭和62（1987）年では1.85であったのが、一貫して減少傾向を続け、平成15（2003）年から平成19（2007）年では1.53まで低下しました。しかし、平成20（2008）年から平成24（2012）年では増加傾向に転じ、1.61となっています。

一貫して山口県平均に比べて本市の合計特殊出生率は高く推移していますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回っています。合計特殊出生率が上向きになっても本市の出生数は減少傾向に歯止めがかかっていません。これは、出産が可能な女性の総人口が減少しているためであり、合計特殊出生率を高める取組だけでは少子化対策として不十分であることを示しています。

図表 6 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



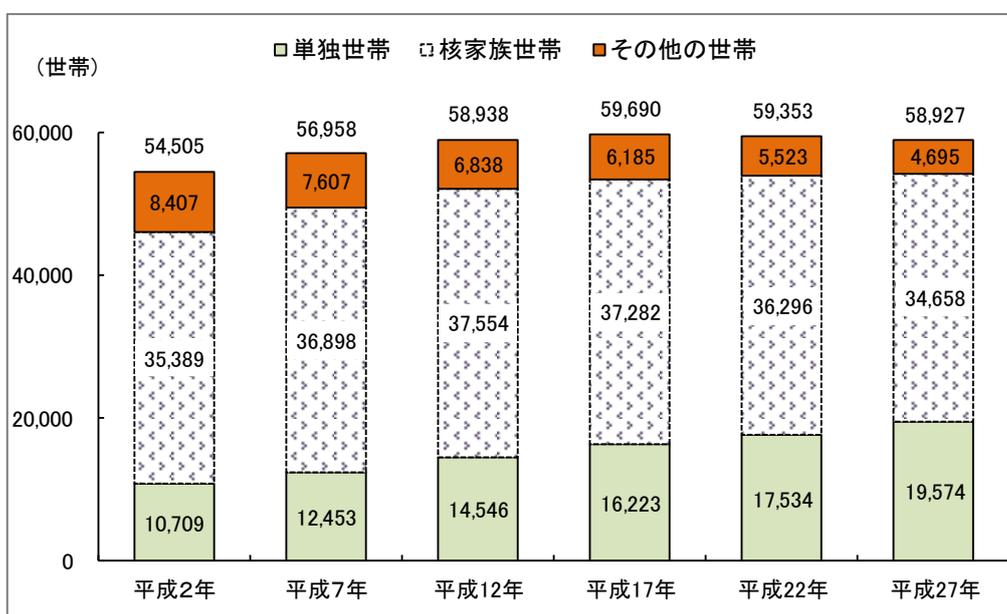
資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

3. 世帯数の推移

本市では、核家族化の進行に伴い世帯数が増加していましたが、平成 17（2005）年以降、横ばい傾向になっています。一方、一貫して増加傾向にあるのは単独世帯であり、平成 2（1990）年では 10,709 世帯であったのが平成 27（2015）年には 19,574 世帯となっており、本市の約 3 世帯に 1 世帯が単独世帯となっています。

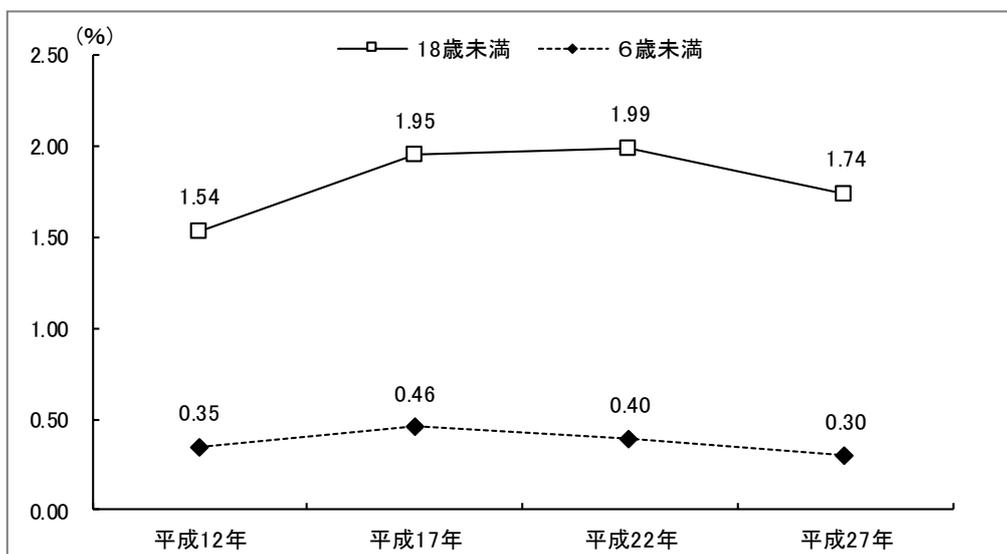
18 歳未満・6 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の全世帯に占める割合の推移をみると、18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯は平成 22（2010）年まで増加傾向にありましたが、平成 27（2015）年では若干減少しています。6 歳未満の子どもがいるひとり親世帯は平成 17（2005）年から減少傾向にあります。

図表 7 世帯の推移



資料：平成 27 年国勢調査

図表 8 18 歳未満・6 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移



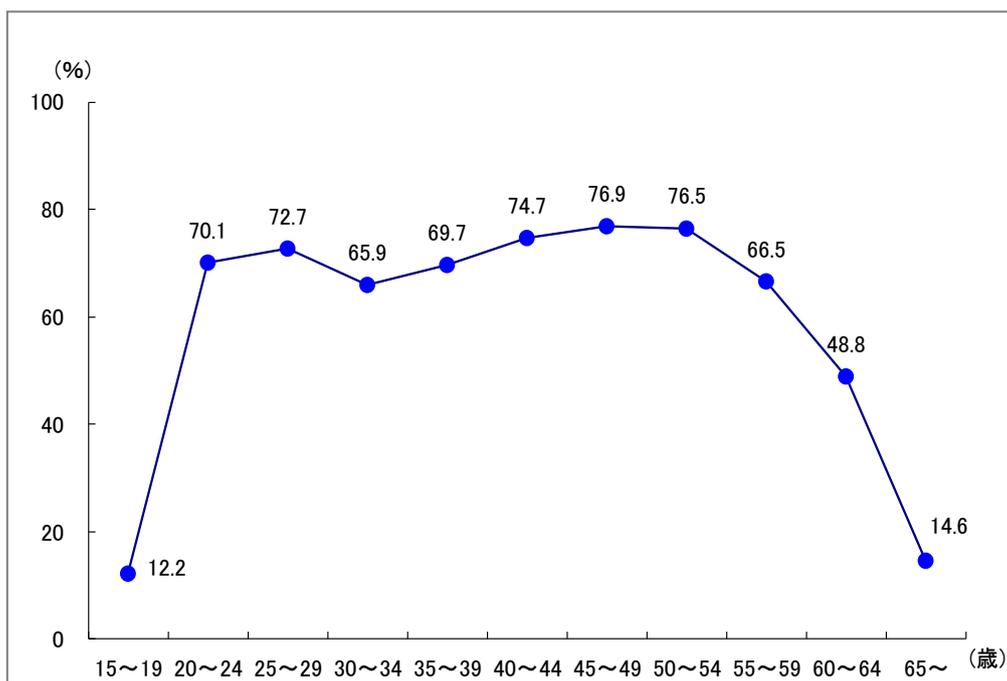
資料：平成 27 年国勢調査

4. 経済状況及び就業構造の変化

共働き世帯が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、結婚・妊娠を機に仕事を退職する方が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力率（M字カーブ）をみると、女性の30歳から34歳の労働力率は65.9%となっており、前後の年齢階層と比べて落ち込んでいることがわかります。

図表 9 女性の年齢階層別労働力率



資料：平成 27 年国勢調査

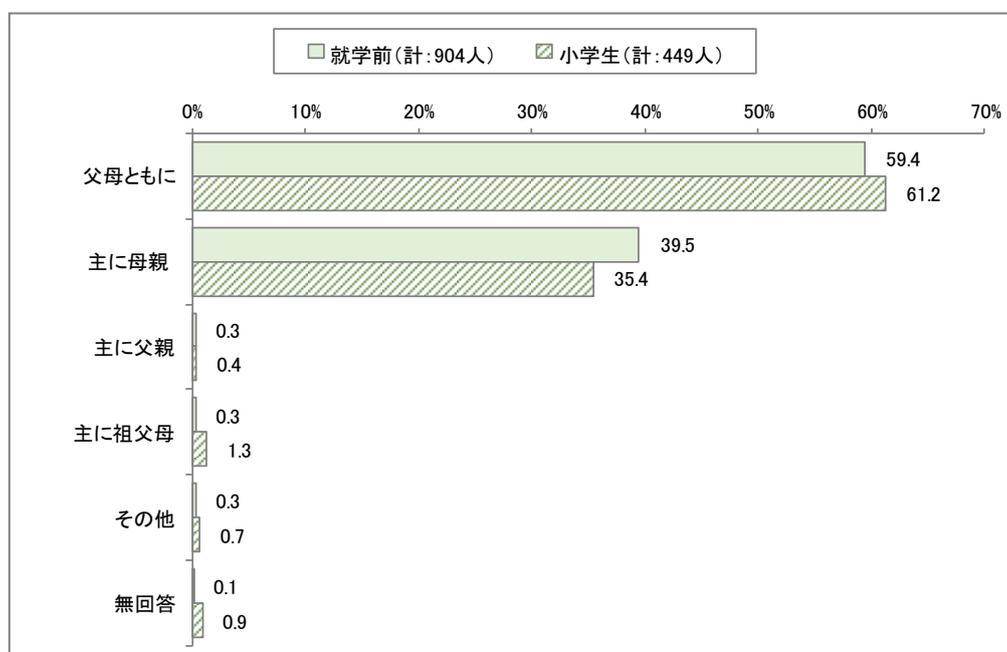
5. アンケートの調査結果からみる岩国市の現状

(1) 依然として母親が子育てを担っている世帯が多い

従来と比べて、父親が育児に参加する意識が高まっていますが、アンケート調査に回答いただいた保護者の約9割は母親であるという事実からも、いまだに多くの世帯では子育てを母親が担っていることが分かります。

このことは、「お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか」という、より直接的な質問の結果、約4割が主に母親が子育てをしている(主に父親が子育てをしていると回答した方は1%未満)と回答していることから見てもとれます。

図表 10 お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている人



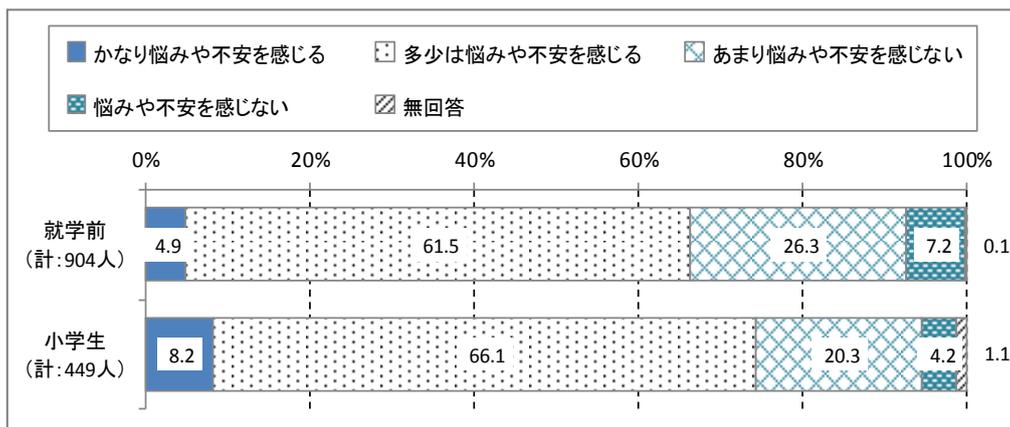
資料：岩国市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート

(2) 身近に相談相手がいない子育て家庭が存在する

就学前児童の6.0%、小学生の7.1%の子育て家庭は配偶者がいないと回答しています。ひとり親世帯は子育てに関する悩みや不安がある方の割合が高くなる傾向にあることから、特に重点的な対応が求められます。

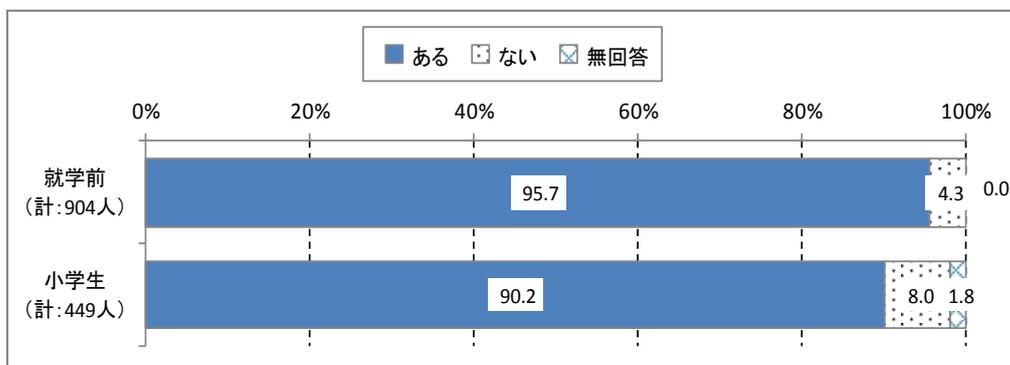
分析の結果、ひとり親世帯のほか、周囲に相談できる人や場が存在しない方についても、子育てに関する悩みや不安が大きい傾向にあります。

図表 11 子育てに悩みや不安を感じることもあるか



資料：岩国市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート

図表 12 子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所はあるか

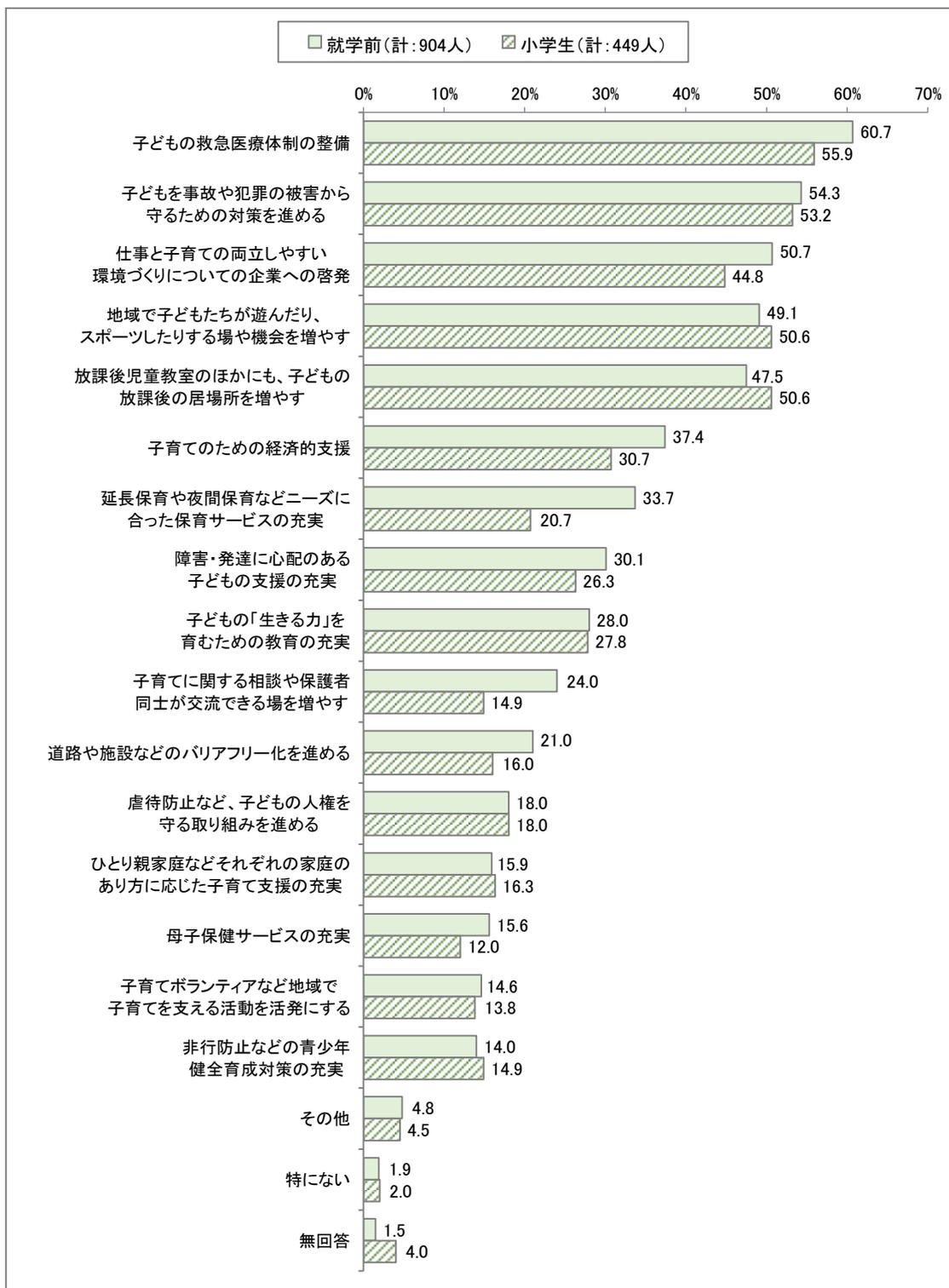


資料：岩国市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート

(3) 安心して子どもを産み育てるために、市に対して期待する事項は多岐に渡る

安心して子どもを産み育てるために市に対して期待することを尋ねたところ、非常に多くの分野に渡って幅広く回答が寄せられており、市に対する期待の大きさがうかがえます。

図表 13 安心して子どもを産み育てるために、市にどのようなことを期待しますか



資料：岩国市 子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

安心して子どもを産み育てられるまち

本市では、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針として、「第2次岩国市総合計画」を策定し、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国～人・まちをつなぐ明日への架け橋～」を将来像とし、この実現に向けた基本目標の1つに「子育てといきいきとした暮らしを応援するまち」を掲げ、「安心して子供を産み育てることができる」環境の整備を施策目標として設定しています。

本計画においては、総合計画の方針を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられるまち」を基本理念として、計画を推進していきます。

この基本理念は、子どもが健やかで心豊かに育つことを応援するとともに、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを地域社会全体で推進し、実現するために、第1期岩国市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念の方針を引き継ぐものです。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4項目を基本目標として掲げ計画を推進していきます。

[基本目標]

基本目標1 子どもの安全を確保する

基本目標2 子どもと親の健康を守る

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

3. 施策体系

【基本理念】 安心して子どもを産み育てられるまち

基本目標1 子どもの安全を確保する

1. 児童虐待防止策の充実
2. 子育てを支える地域社会の形成
3. 子育てしやすい生活環境の整備

基本目標2 子どもと親の健康を守る

1. 母子保健施策の推進
2. 妊娠から子育てまでの相談体制の充実
3. 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進

基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

1. ひとり親家庭等の自立支援
2. 障害のある子どもがいる家庭への支援
3. 子どもの貧困対策の推進

基本目標4 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

1. 子育て支援サービスの充実
2. 放課後児童教室及び放課後子供教室の充実
3. 情報提供の充実
4. ワーク・ライフ・バランスの推進

第4章 基本目標ごとの取組

1. 子どもの安全を確保する

(1) 児童虐待防止策の充実

[現状と課題]

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応や、再発防止の取り組みが求められています。

本市における平成 30（2018）年度の児童相談所への児童虐待相談件数は 91 件となっています。また、平成 29（2017）年度から面前DVの通告については児童相談所から市町へと送致されたことから、本市における対応件数も増加しており、深刻な状況となっています。

アンケート調査の自由回答欄には、「近所でも虐待事件が起こり、他人事ではなく感じた。普段から違和感があったが、何もできずに事件が起こってしまった。」との記載もあり、虐待を早期に発見し、対応していくためには、地域住民に相談窓口を一層周知徹底するなど児童虐待防止対策の強化に取り組む必要があります。

図表 14 虐待の相談窓口

岩国児童相談所	岩国市三笠町一丁目1-1（山口県岩国総合庁舎内） 電話：0827-29-1513
子ども家庭総合支援拠点 （こども相談室）	岩国市室の木町三丁目1-11（岩国市保健センター内） 電話：0827-29-5076

[今後の取組]

児童虐待を防止するために、相談体制を一層充実させていきます。早期発見・早期対応し、再発防止に取り組むために、相談窓口を地域住民へ周知することに加え、子育てに悩みや不安を感じるなど困っている人が孤立しないように、関係機関との連携を密にし、子どもを守るためのネットワークの強化に取り組めます。

また、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診の実施等を通じて、養育に関して支援を必要とする家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等を活用するなど適切な支援につなげていきます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 1	体罰や暴言によらない子育ての普及啓発	体罰や暴言により子どもの心や体を傷つけることは虐待となるという正しい認識が持てるよう、子育て中の親や地域住民などに対して、啓発活動を行います。
施策 2	相談窓口の周知	虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が、速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知に取り組みます。また、小中学生を対象にした電話相談窓口やインターネット相談窓口の周知に取り組みます。
施策 3	家庭児童相談事業	子育てをする中での様々な悩みや児童虐待の対応について、専門の相談員が対応し、相談内容や家庭状況に応じて、福祉サービス等の案内や専門相談機関への紹介などを行い、子どもと保護者が安心して暮らせるようにサポートします。
施策 4	要保護児童対策地域協議会の取組の強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のために、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図り、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により、支援が必要な児童およびその世帯に適切な対応を行います。
施策 5	妊産婦への支援の強化	若年妊婦や妊娠の受容困難等の不安を抱えた妊婦について、妊娠期から子育て期に至るまで、虐待予防を視野に入れた支援を行います。
施策 6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭については、適切な対応を行うため関係機関につなげます。
施策 7	育てにくさを感じる親への支援	未熟児、多胎児や発達に遅れのある子ども、障害児などの親は、育児不安や負担が大きいため、必要に応じて保育や教育、医療・療育等、専門機関と連携を図りながら相談支援を行います。
施策 8	養育支援訪問事業	支援の必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言や育児・家事の援助を行うことで、家庭の抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図ります。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 9	乳幼児健診等未受診児、未就園児、不就学児に対する安全確認	乳幼児健診や就学時健診の未受診児、未就園児、不就学児に対する安否確認や継続した支援等、関係機関が相互に連携して、子どもの安全を守る体制づくりに取り組みます。
施策 10	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭における養育が一時的に困難になった子どもを、児童福祉施設等で預かります。また、DV被害や経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。
施策 11	学校における相談体制の強化	すべての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

(2) 子育てを支える地域社会の形成

[現状と課題]

少子化や地域のつながりの希薄化などにより、子どもや子育て家庭と交流する機会が急速に減少しています。

一方、アンケート調査の自由回答欄には、「子どもたちのコミュニケーション能力は日頃の地域の方との関わりの中から生まれてくるのではないか。」との記載もあり、核家族化が進み子育て世帯を取り巻く環境が変化中、地域との関わりが重要であるとの認識が、子育て家庭にも広がっていると推察されます。

子どもたちが地域との関わりの中で社会性を身につけ、健やかに成長していくためには、地域で活動するさまざまな団体が、行政や地域住民と連携し、互いに補い合いながら支援していく必要があります。

[今後の取組]

子育て家庭や地域の子育て経験者等が気軽に交流できる場の創設に取り組み、家庭、地域、学校等の連携により地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 12	地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの推進	地域住民、保護者、学校が連携し、子どもの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する地域協育ネット及びコミュニティ・スクールの取組を推進します。
施策 13	民生委員・児童委員活動の充実	民生委員・児童委員活動等を通じて、地域を見守り、子育て家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。
施策 14	母子保健推進員による地域活動	母子保健推進員が、家庭を訪問して子育てに関する情報提供をしたり、地域の輪づくり活動を推進するなど安心して子育てができるように支援します。
施策 15	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、子育てに関する相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。
施策 16	放課後子供教室の実施	すべての児童を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

(3) 子育てしやすい生活環境の整備

[現状と課題]

アンケート調査では、「安心して子どもを産み育てるために、市にどのようなことを期待しますか」という設問に対して、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」と回答した人が50%以上であり、安全で安心な子育て環境は、保護者にとって非常に関心が高いことがうかがえます。

[今後の取組]

子どもの安全を守るためには、地域の大人一人ひとりが、「地域の子どもは自分たちで守る」という強い共通認識を持って、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが大切です。

地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組を推進します。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 17	防犯活動・補導活動の実施	子どもを犯罪等から守るために、地域の防犯パトロールなどの防犯活動や街頭補導活動等、犯罪が発生しない環境づくりに努めます。
施策 18	通学路の安全対策	学校、保護者、道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所の点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。 各学校で組織しているスクールガードが、登下校の見守りを実施し、通学路の安全性の向上に努めます。
施策 19	交通安全教育の充実	幼児期から交通安全教室の開催等を通して、子どもの交通安全意識の向上に努めます。
施策 20	公園の整備	公園を安全・快適に利用できるよう公園施設の定期点検を実施するとともに、計画的に整備を進めます。
施策 21	子どもの救急医療体制の整備	安心して医療サービスを受けることができるよう、医療サービスの機能強化に向けた整備や支援等を行います。また、救急医療機関への支援と救急医療の適切な受診のための普及啓発活動を推進します。

2. 子どもと親の健康を守る

(1) 母子保健施策の推進

[現状と課題]

少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化に伴い、親自身の育児体験の不足、身近な相談者や協力者の不在により、妊娠・出産・育児に対して強い不安や負担感をもつ親が増えています。

[今後の取組]

妊産婦や家族、子育て期の親等に対して、妊娠・出産・育児に対する正しい知識を普及・啓発します。また、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進のため、健康診査や相談支援、予防接種などの充実を図ります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない母子保健施策を推進するとともに、虐待予防を視野に入れた支援を行います。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 22	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発	妊産婦や家族、子育て期の親等が、安心して妊娠・出産・育児に向き合えるように、教室の開催や母子保健推進員の訪問、広報紙等により正しい知識の普及啓発や情報の発信を行います。
施策 23	妊婦健康診査の実施	妊婦が精神的にも身体的にも健康な状態で出産を迎えることができるように、妊婦健康診査を行います。
施策 24	保健指導の実施	乳幼児が基本的な生活習慣を確立し、心身ともに健やかに成長できるように、食育、歯の健康などの保健指導を行います。
施策 25	乳幼児の健康診査・発達支援	乳幼児の疾病の早期発見・早期治療のために健康診査や発達相談の実施、医療・療育等の専門機関と連携した子どもの成長発達支援を行います。
施策 26	予防接種体制の充実	子どもを病気から守るために、任意予防接種の一部助成を行うなど、予防接種体制の充実を図ります。
施策 27	助産施設入所支援	経済的理由で入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を実施します。
施策 28	不妊治療費の助成	不妊に悩むカップルへの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成を行います。

(2) 妊娠から子育てまでの相談体制の充実

[現状と課題]

出生数は年々減少している一方、来所や電話による乳児及び幼児の相談件数は増加しています。親の不安を軽減し、安心して子育てができるように、気軽に相談できる窓口の整備と周知を行います。

また、若年妊娠、妊娠の受容困難等の不安を抱えた妊産婦や、養育力、経済問題など多くの問題を抱える家庭に対しては、継続的な支援が必要です。

[今後の取組]

継続的な支援が必要な家庭の中には、多くの問題を抱えるとともその内容が複雑な場合があります。医療機関や児童相談所、認定こども園・幼稚園・保育園や学校、福祉サービス事業所など、関係機関と連携して支援します。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 29	妊娠届出時からの相談・支援	妊娠届出時に保健師・助産師が面接し、健康状態、妊娠・出産に対する不安や悩みなどを把握し、家庭訪問等により継続的な支援を行います。
施策 30	相談場所の周知	妊娠から出産、子育てまでの総合相談窓口「ほっとあいい」など、訪問や来所、電話などで気軽に相談できる相談場所の周知を行います。
施策 31	産後支援の充実	医療機関とも連携を図りながら、産後うつの早期発見と対応に努めます。また、産後の心身の安定を図り、安心して子育てにむき合えるように、子育て支援ヘルパー派遣事業や産後ケア事業など、産後の支援を充実させます。
施策 32	地域子育て支援センターとの連携	子育て世代包括支援センター及び保健センターは、身近な相談場所である地域子育て支援センターと連携を図りながら、相談支援を行います。
施策 33	産科医療機関との連携	産科医療機関と連携を図りながら、つながりのある妊娠・出産・産後の支援を行います。
施策 34	関係機関との連携強化	子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行うため、関係機関との連携を強化します。

(3) 思春期の保健対策及び有害環境対策の推進

[現状と課題]

少子化、家族形態の変化、高度情報化等子どもやその家族を取り巻く環境は急速に変化しています。また、スマートフォンの普及などにより、子どもが容易にインターネットにアクセスできるようになったことに伴い、有害情報やSNS（ソーシャル・ネットワークキング・システム）を利用した犯罪やいじめなどが起こり、問題になっています。

また、子どもは自分自身の心と体の健康を守るために、飲酒や喫煙、薬物等が身体に及ぼす害について理解し、性に対しては正しい知識を得て、適切な対応を取ることが必要となっています。

[今後の取組]

思春期は身体的、精神的に著しく発達、変化する時期です。この時期の心と体の健康を守るため、子ども自身が必要な知識を身に付け、情報を自ら得るとともに、適切な対応を取ることができるよう、普及活動や環境づくりに努めます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 35	思春期講座の開催	中高生等に対して、妊娠・出産について正しい知識を伝えるため、思春期講座を行います。
施策 36	保健教育の推進	成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すとともに、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。
施策 37	スポーツ環境の充実	子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣を持ち、スポーツに対する意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等環境の充実を図ります。
施策 38	自分を守る知識の普及	飲酒・喫煙・薬物等が及ぼす健康への影響について、児童生徒の学習機会の充実を図るとともに、インターネットの有害情報へのアクセス防止のため、利用方法などについて正しい知識の普及を図ります。
施策 39	問題行動に対する連携強化	少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題については、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを強化し、子どもの心の問題に寄り添い、組織で対応していきます。

3. 支援を要する子どもや家庭を支える

(1) ひとり親家庭等の自立支援

[現状と課題]

近年、離婚などによる家族形態の多様化により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭において、親はひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活を維持するための就業等と子育てとのバランスが図れるように支援をする必要があります。

[今後の取組]

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援、就業支援等を行います。また、子育てサービスの情報や相談体制等ひとり親家庭の支援制度の周知に努めます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 40	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭や、重度の障害の状態にある父または母が児童を育成している家庭において、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るために、児童扶養手当を支給します。
施策 41	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の親と子どもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。
施策 42	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母に対し、技能や資格を取得するための給付金を支給します。
施策 43	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の方が、経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、各種福祉資金の貸付を行います。
施策 44	母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている問題の相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けたお手伝いをします。
施策 45	支援制度の周知	ひとり親家庭に対しての支援情報を届け、利用につなげるために、紙媒体やホームページなど様々な手法で情報提供に努めます。
施策 46	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活困窮やDVなどにより支援を必要としている場合に、母子生活支援施設への入所を行い、自立に向けた支援をします。

(2) 障害のある子どもがいる家庭への支援

[現状と課題]

障害のある子どもは、日常生活や社会活動で個別の課題を抱えています。すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、公的サービスの充実とともに、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。

[今後の取組]

社会全体が障害児を温かく見守る環境の整備に努めます。また、福祉サービス等の充実を図り情報提供を進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 47	障害に関する知識の普及	社会全体が障害児を温かく見守る環境を形成するため、情報発信等により、障害に関する知識の普及及び障害児への理解を深める啓発に努めます。
施策 48	障害の早期発見と早期療養の実現	乳幼児に対する健診や相談、就学時健診等により、病気や発達遅れを早期発見するとともに、必要に応じて医療機関や療育機関へつなげます。
施策 49	障害児等への支援・相談体制の充実	支援を必要とする障害児等が、地域の身近な場所で必要なサービスを利用できるよう、障害福祉サービスの基盤整備を図ります。また、療育機能及び相談体制の充実を図ります。
施策 50	障害児の受入れの推進	認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童教室等は、関係機関との連携を通して障害児の受入れを推進します。
施策 51	特別支援教育支援員の配置	小・中学校において、障害のある児童生徒に対し、日常生活の介助や学習活動のサポートを行うため、特別支援教育支援員を配置します。
施策 52	各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当等の各種手当を支給します。
施策 53	重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 級等をお持ちの方の医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

[現状と課題]

平成 25（2013）年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」が成立し、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この中で、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針が示されました。その後、令和元（2019）年 6 月にはこの法律の一部が改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があることが明記され、市町村には子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が課されました。

子どもの貧困に関する定義はありませんが、経済的困窮状態にあることにより、生活や学習に必要な物が不足すること、社会的・文化的な経験の機会が少ないことなどから、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性があり、子どもの健全な育ちのために、社会全体で子どもの貧困対策を推進していく必要があります、適切な対応が求められています。

[今後の取組]

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えて適切な支援を行います。

生活に困窮する子育て家庭が、困窮状態から早期に脱却することができるよう、各家庭に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 54	相談体制の充実	子どもと家庭の問題についての相談窓口であることも相談室をさらに充実し、生活に困窮する子どもを含め、すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう努めます。
施策 55	連携体制の強化	課題を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるために、福祉部局と教育委員会、学校等との連携をさらに強化します。
施策 56	教育の支援	就学前の教育・保育に係る保育料の無償化・軽減をはじめ、就学援助、奨学金貸付などにより、すべての子どもが希望する教育を均等に受けられるよう、教育機会の提供に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図ります。
施策 57	学習の支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供及び進路相談等を行います。
施策 58	子どもの居場所づくり	子ども食堂等を行う団体の活動を支援し、子どもの居場所づくりを推進します。
施策 59	保護者に対する就労の支援	世帯の安定的な経済基盤を築くため、自立支援教育訓練給付金給付事業の活用により、親の学び直しの視点を含めた就労支援を行います。また、高等職業訓練促進給付事業を通じて、ひとり親家庭の就業支援を行うなど、ハローワークとも協力して保護者の就労を支援します。
施策 60	経済的な支援	保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による支援を行います。

4. 多様なニーズに応じた子育て環境をつくる

(1) 子育て支援サービスの充実

[現状と課題]

家庭や地域、社会の状況などが大きく変化している中で、求められる子育て支援サービスは多様化しています。子育て家庭が、家庭状況や生活スタイルに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、支援をしていく必要があります。

[今後の取組]

子育て家庭が、各家庭のニーズに応じた子育て支援事業を適切に選択でき、また円滑に利用できるよう支援事業の内容、相談体制の充実に努めます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 61	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化を図ります。また、専任の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。
施策 62	ファミリー・サポート・センター事業	不規則な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センター事業については、会員相互の信頼関係の強化や援助会員の資質向上など、保護者が安心して利用できる体制の充実に努めます。
施策 63	保育園等での一時預かり保育事業	保護者等のパート就労や病気等で一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育園、認定こども園で子どもを一時的に預かります。
施策 64	幼稚園等での預かり保育事業	幼稚園、認定こども園で、在園児を対象に通常の利用時間以外に保育を実施します。
施策 65	延長保育事業	多様化する就業形態に対応するため、保育園、認定こども園で保育時間を超える時間帯の保育を実施します。
施策 66	休日保育事業	仕事の都合などで、日曜日や祝日に家庭で保育ができないときに保育園で子どもを預かります。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 67	年末特別保育事業	保護者の就労のため、年末に家庭での保育ができないときに保育園で子どもを預かります。
施策 68	病児保育事業	病気または病気の回復期で、家庭での保育が困難な子どもを一時的に預かります。また、市内小児科等との連携による整備を図ります。
施策 69	外国人の子ども等への支援	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児などが増えていることから、言葉や生活習慣の違う幼児が、認定こども園・幼稚園・保育園などを円滑に利用できるよう、保護者や事業者の支援を行います。
施策 70	乳幼児・こども医療費助成制度	中学生までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担額を助成します。
施策 71	読書活動の推進	ブックスタート事業や図書館でのおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供します。また、子どもの読書活動を支える環境の整備を図ります。

(2) 放課後児童教室及び放課後子供教室の充実

[現状と課題]

子どもたちが、放課後等に安全で安心して生活できる場を提供し、その健全育成を図ることを目的に放課後児童教室及び放課後子供教室を設置しています。

近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するための追加的な整備が求められています。

[今後の取組]

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童教室及び放課後子供教室の計画的な整備等により、子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 72	放課後児童教室の実施	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の居場所を提供します。また、引き続き保育が必要な家庭への支援を行うとともに、発達障害等配慮が必要な児童についても適切な対応を行い、研修の充実による支援員の質の向上に努めます。
施策 73	放課後子供教室の実施（再掲）	すべての児童を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。
施策 74	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童教室及び放課後子供教室の整備を行います。

(3) 情報提供の充実

[現状と課題]

子育て中の保護者は不安や心配を抱え込みがちです。直面した課題に対し、どのように対処すれば良いかが分からないことで不安感が増幅することから、子育て中の保護者に対し、不安感を解消するための各種情報を、必要なタイミングで提供できる仕組みを構築していくことが大切です。

[今後の取組]

子育てにかかる不安感を少しでも解消するために、子育てに関する情報提供を充実します。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 75	利用者支援事業の充実	教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業について、保護者からの利用相談に応じます。また、子育てに関する情報の収集及び提供を行います。
施策 76	子育て支援にかかる情報提供	保護者が必要な情報を必要な時に入手できるよう、ホームページや子育てアプリの内容の充実に努めるとともに、子育てガイドブック等紙媒体による情報提供も引き続き行います。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

[現状と課題]

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の是正、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取組を進めていくことも必要です。

[今後の取組]

仕事と家庭生活を両立させるため、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及に努めるとともに、働き方改革に向けての取組を推進します。

施策 No.	具体的施策・事業名	取組内容
施策 77	ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	セミナーの開催や情報提供により、仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。
施策 78	ワーク・ライフ・バランスの取組の推進	育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、企業を含めた関係機関での取組を進めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

教育・保育提供区域は「岩国地域（通津地区を除く旧岩国市）」「由宇地域（由宇町・通津地区）」「玖西地域（玖珂町・周東町）」「玖北地域（本郷町・錦町・美川町・美和町）」の4区域とします。

図表 15 教育・保育提供区域

区分 / 施設		区 域
教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園	4区域 【岩国・由宇・玖西・玖北】
地域型保育事業	小規模保育事業	

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業については、事業特性を踏まえ、岩国市全体を1つの提供区域とします。

図表 16 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業名	区 域
1) 利用者支援事業	市全域
2) 時間外保育事業（延長保育事業）	
3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）	
4) 子育て短期支援（ショートステイ）事業	
5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
6) 養育支援訪問事業	
7) 地域子育て支援拠点事業	
8) 一時預かり事業	
9) 病児・病後児保育事業	
10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 考え方

認定こども園・幼稚園・保育園の利用実績やアンケート調査に基づく利用希望、計画期間における推計児童数から教育・保育の「量の見込み」を推計しました。

この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿（利用定員）を「確保方策」として定め、計画の最終年次である令和6（2024）年度には、量の見込みに対して不足が生じないような取組を行います。

2. 認定区分について

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設等を利用するためには、子どもの年齢と保育の必要性に応じて認定を受ける必要があります。認定区分は以下のとおりです。

認定区分	対象年齢	家庭の類型	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭・ 就労短時間家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定Ⅰ	3～5歳	共働きであるが幼稚園の 利用を希望する家庭	幼稚園
2号認定Ⅱ	3～5歳	共働き家庭	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭	保育園・認定こども園・ 小規模保育事業

1) 1号認定

[事業の概要]

幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園・認定こども園での教育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域	見込量合計①	1,235	1,194	1,119	1,099	1,067	
	確 保 方 策	特定教育・保育施設	1,336	1,336	1,253	1,253	1,253
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		合計②	1,336	1,336	1,253	1,253	1,253
	②-①	101	142	134	154	186	

岩 国 地 域	見込量合計①	964	936	877	864	840	
	確 保 方 策 ②	特定教育・保育施設	1,064	1,064	1,000	1,000	1,000
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	100	128	123	136	160	
由 宇 地 域	見込量合計①	107	99	93	88	85	
	確 保 方 策 ②	特定教育・保育施設	122	122	100	100	100
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	15	23	7	12	15	
玖 西 地 域	見込量合計①	157	152	143	141	137	
	確 保 方 策 ②	特定教育・保育施設	140	140	145	145	145
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	▲17	▲12	2	4	8	
玖 北 地 域	見込量合計①	7	7	6	6	5	
	確 保 方 策 ②	特定教育・保育施設	10	10	8	8	8
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	3	3	2	2	3	

2) 2号認定 I (保育の必要性の認定を受け幼稚園を希望する者)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、幼稚園での教育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域	見込量合計①	270	262	245	240	235	
	確保 方策	特定教育・保育施設	388	388	310	310	310
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		合計②	388	388	310	310	310
	②-①	118	126	65	70	75	

岩 国 地 域	見込量合計①	238	231	216	212	207	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	315	315	250	250	250
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	77	84	34	38	43	
由 宇 地 域	見込量合計①	21	20	20	19	19	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	38	38	30	30	30
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	17	18	10	11	11	
玖 西 地 域	見込量合計①	11	11	9	9	9	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	35	35	30	30	30
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	24	24	21	21	21	
玖 北 地 域	見込量合計①	0	0	0	0	0	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0	

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、保育園及び認定こども園での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域	見込量合計①	1,382	1,337	1,255	1,233	1,198	
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,679	1,679	1,505	1,505	1,505
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		合計②	1,679	1,679	1,505	1,505	1,505
	②－①	297	342	250	272	307	

岩 国 地 域	見込量合計①	980	952	892	878	854	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	1,165	1,165	1,050	1,050	1,050
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	185	213	158	172	196	
由 宇 地 域	見込量合計①	112	104	98	92	90	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	123	123	110	110	110
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	11	19	12	18	20	
玖 西 地 域	見込量合計①	267	258	243	241	233	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	305	305	280	280	280
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	38	47	37	39	47	
玖 北 地 域	見込量合計①	23	23	22	22	21	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	86	86	65	65	65
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	63	63	43	43	44	

4) 3号認定 I (0歳児)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、保育園、認定こども園及び小規模保育事業等での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域	見込量合計①	268	261	256	250	244	
	確保 方策	特定教育・保育施設	226	226	275	275	275
		地域型保育事業	8	8	11	11	11
		合計②	234	234	286	286	286
	②-①	▲34	▲27	30	36	42	

岩 国 地 域	見込量合計①	228	222	218	214	209	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	160	160	209	209	209
		地域型保育事業	8	8	11	11	11
	②-①	▲60	▲54	2	6	11	
由 宇 地 域	見込量合計①	14	13	13	12	11	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	25	25	25	25	25
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	11	12	12	13	14	
玖 西 地 域	見込量合計①	26	26	25	24	24	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	33	33	33	33	33
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	7	7	8	9	9	
玖 北 地 域	見込量合計①	0	0	0	0	0	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②-①	8	8	8	8	8	

5) 3号認定Ⅱ（1～2歳児）

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、保育園、認定こども園及び小規模保育事業等での保育を行う事業です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域	見込量合計①	802	779	772	755	736	
	確保 方策	特定教育・保育施設	898	898	854	854	854
		地域型保育事業	15	15	21	21	21
		合計②	913	913	875	875	875
	②－①	111	134	103	120	139	

岩 国 地 域	見込量合計①	533	518	515	505	496	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	638	638	579	579	579
		地域型保育事業	15	15	21	21	21
	②－①	120	135	85	95	104	
由 宇 地 域	見込量合計①	73	72	74	71	67	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	72	72	80	80	80
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	▲1	0	6	9	13	
玖 西 地 域	見込量合計①	182	176	170	165	160	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	152	152	170	170	170
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	▲30	▲24	0	5	10	
玖 北 地 域	見込量合計①	14	13	13	14	13	
	確保 方策 ②	特定教育・保育施設	36	36	25	25	25
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①	22	23	12	11	12	

【市全域】

年度	区 分		1号認定	2号認定		3号認定	
			(3～5歳)	I (教育希望)	II (保育希望)	I (0歳児)	II (1～2歳)
令和2年度	見込量合計①		1,235	270	1,382	268	802
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,336	388	1,679	226	898
		地域型保育事業	0	0	0	8	15
		合計②	1,336	388	1,679	234	913
	②-①		101	118	297	▲34	111
令和3年度	見込量合計①		1,194	262	1,337	261	779
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,336	388	1,679	226	898
		地域型保育事業	0	0	0	8	15
		合計②	1,336	388	1,679	234	913
	②-①		142	126	342	▲27	134
令和4年度	見込量合計①		1,119	245	1,255	256	772
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,253	310	1,505	275	854
		地域型保育事業	0	0	0	11	21
		合計②	1,253	310	1,505	286	875
	②-①		134	65	250	30	103
令和5年度	見込量合計①		1,099	240	1,233	250	755
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,253	310	1,505	275	854
		地域型保育事業	0	0	0	11	21
		合計②	1,253	310	1,505	286	875
	②-①		154	70	272	36	120
令和6年度	見込量合計①		1,067	235	1,198	244	736
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,253	310	1,505	275	854
		地域型保育事業	0	0	0	11	21
		合計②	1,253	310	1,505	286	875
	②-①		186	75	307	42	139

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

事業の概要	就学前の子育て世帯が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する際に、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、相談に応じ、助言、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。
対象年齢	0歳～5歳、妊婦
量の見込みの考え方	利用者支援事業に係る量の見込みについては、アンケート調査に設定されていないため、現在の利用実績を踏まえ、量の見込みとしました。
確保方策の考え方	現在、基本型をこども館、母子保健型を子育て世代包括支援センターで行っており、引き続き各1か所で実施していきます。

[量の見込みと確保方策] (基本型・特定型)

(実施箇所数：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

[量の見込みと確保方策] (母子保健型)

(実施箇所数：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間の前後に保育園等で保育を行う事業です。
対象年齢	0歳～5歳
量の見込みの考え方	国の手引きに従い、アンケート調査において現在幼稚園以外の保育施設を利用しており、かつ、教育・保育の希望利用時間を18時以降と回答した人数を量の見込みとしました。
確保方策の内容	ほぼすべての保育園で実施しており、量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(利用者数：人/月)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	687人	666人	640人	627人	611人
確保方策②	687人	666人	640人	627人	611人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）

事業の概要	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生に対し、専用施設や小学校余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。
対象年齢	小学1年生～6年生
量の見込みの考え方	国の手引きでは、5歳児の保護者を対象に、放課後の過ごし方で「放課後児童教室」と回答した人数を見込み量とすることとなっていますが、現在の利用実績と大きく乖離しているため、小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査結果を基に見込み量を算出しました。
確保方策の考え方	放課後児童教室の定員数を確保方策としました。全体の確保方策は、量の見込みに対し充足しています。 しかしながら、教室ごとにみると小規模校の教室では定員に余裕があり、大規模校の教室では定員が不足している状況にあります。このため、各教室の状況に応じて、外部委託や指導員の確保など受入体制の整備を図り、量の見込みに対応した実施体制を確保していきます。

[量の見込み①]

(利用者数：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	358人	354人	362人	319人	321人
2年生	372人	361人	358人	364人	320人
3年生	394人	375人	362人	359人	367人
4年生	154人	152人	143人	138人	138人
5年生	142人	154人	152人	143人	139人
6年生	155人	142人	154人	152人	143人
合計	1,575人	1,538人	1,531人	1,475人	1,428人

[確保方策②]

(利用者数：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	376人	382人	382人	382人	382人
2年生	391人	398人	398人	398人	398人
3年生	413人	421人	421人	421人	421人
4年生	162人	165人	165人	165人	165人
5年生	149人	154人	154人	154人	154人
6年生	164人	165人	165人	165人	165人
合計	1,655人	1,685人	1,685人	1,685人	1,685人

[②-①]

(利用者数：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	18人	28人	20人	63人	61人
2年生	19人	37人	40人	34人	78人
3年生	19人	46人	59人	62人	54人
4年生	8人	13人	22人	27人	27人
5年生	7人	0人	2人	11人	15人
6年生	9人	23人	11人	13人	22人
合計	80人	147人	154人	210人	257人

(4) 子育て短期支援（ショートステイ）事業

事業の概要	保護者の病気や出張などのため、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育・保護をすることで児童及び家庭の福祉の向上を図る事業です。
対象年齢	0歳～17歳
量の見込みの考え方	アンケート調査結果から算出された見込み量は0であるが、平成30年度の実績が33件（実児童数49人）あったことから、今後もニーズはあると考え、今年度の実績を踏まえ、量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用件数：件／年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	50件	50件	50件	50件	50件
確保方策②	50件	50件	50件	50件	50件
②－①	0件	0件	0件	0件	0件

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
対象世帯	生後4か月までの乳児がいる家庭
量の見込みの考え方	アンケート調査対象外。各年度の0歳児人口を推計し、量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(訪問件数：件/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	816件	795件	777件	759件	743件
確保方策②	816件	795件	777件	759件	743件
②－①	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
対象年齢	0歳～17歳、妊婦
量の見込みの考え方	アンケート調査対象外。平成30年度及び令和元年度の実績から今後のニーズを推測し、量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ訪問件数:件/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	250件	250件	250件	250件	250件
確保方策②	250件	250件	250件	250件	250件
②-①	0件	0件	0件	0件	0件

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
対象年齢	0歳～2歳（未就園児）
量の見込みの考え方	アンケート調査の対象年齢を2歳以下とし、現在利用している人、今後利用したい人及び現在利用しており、今後利用回数を増やしたい人の数から未就園児童が主な利用対象であると見込み、現在定期的に保育園・認定こども園を利用している人の9割を控除し、量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用者数:人/月)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	4,904人	4,764人	4,704人	4,594人	4,493人
確保方策②	4,904人	4,764人	4,704人	4,594人	4,493人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 一時預かり事業

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所・幼稚園・認定こども園などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
-------	---

(8-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)

(8-1-1) 1号認定による利用

事業の概要	1号認定を受けて幼稚園・認定こども園を利用している子どもについて、通常の利用時間以外に保育を行う事業です。
対象年齢	3歳～5歳
量の見込みの考え方	アンケート調査で今後認定こども園・幼稚園を利用したいと回答した人で、現在幼稚園の預かり保育を利用している人の年間の利用日数を基に、平成30年度及び令和元年度の実績から量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用者数:人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	24,904人	24,088人	22,585人	22,203人	21,569人
確保方策②	24,904人	24,088人	22,585人	22,203人	21,569人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(8-1-2) 2号認定 I による利用

事業の概要	保育の必要性の認定を受けて幼稚園を利用している子どもについて、通常の利用時間以外に保育を行う事業です。
対象年齢	3歳～5歳
量の見込みの考え方	アンケート調査で、保育の必要性があると認められる家庭のうち、現在幼稚園を利用していると回答した人の数を基に量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用者数:人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	34,412人	33,284人	31,208人	30,680人	29,803人
確保方策②	34,412人	33,284人	31,208人	30,680人	29,803人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(8-2) 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)

事業の概要	0歳から5歳までのすべての児童を対象に、保護者の勤務や理由を問わず、子どもを一時的に保育所や認定こども園などで預かる事業です。
対象年齢	0歳～5歳 (未就園児)
量の見込みの考え方	アンケート調査で、不定期事業を利用したいと回答した人の数と日数を基に算出した量から、教育・保育施設利用者の利用はないと考え、幼稚園利用者及び保育の必要性が高い家庭は、利用対象者から除外して量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用者数:人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,741人	3,628人	3,508人	3,435人	3,351人
確保方策②	3,741人	3,628人	3,508人	3,435人	3,351人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気や病気からの回復期などで集団保育が困難な子どもを、保育士及び看護師が、病院・保育所等に設置された専用スペースで一時的に保育する事業です。
対象年齢	0歳～小学6年生
量の見込みの考え方	アンケート調査で、病気やケガで保育が利用できなかった人のうち父親もしくは母親が休んだ人で、「できれば病児・病後児のための施設を利用したい」と回答した人と、実際に利用した人の日数の合計から、実際には親族にみてもらおうと想定される、「日常的に祖父母など親族にみてもらえる」「緊急時には祖父母などの親族にみてもらえる」と回答した人を除外して量の見込みとしました。
確保方策の考え方	現在4か所で事業を実施しており、量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]

(延べ利用者数:人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	800人	800人	800人	800人	800人
確保方策②	800人	800人	800人	800人	800人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
対象年齢	0歳～小学6年生
量の見込みの考え方	アンケート調査では、小学校低学年の放課後の過ごし方について「ファミリー・サポート・センター」を選択した人が1人と少ないことから、実績値を踏まえて量の見込みとしました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

[量の見込みと確保方策]（未就学児）

（延べ利用者数：人／年）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	981人	950人	942人	908人	878人
確保方策②	981人	950人	942人	908人	878人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

[量の見込みと確保方策]（就学児）

（延べ利用者数：人／年）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	771人	746人	740人	713人	690人
確保方策②	771人	746人	740人	713人	690人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 妊婦に対する健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。
対象	妊婦
量の見込みの考え方	妊婦に対する健康診査をひとり当たり 14 回実施していることから、推計した0歳人口に 14 を乗じることによって量の見込みとしました。
確保方策の考え方	妊娠初期から出産に至るまでの健康診査について、必要な回数分の費用を確保します。

[量の見込みと確保方策]

(延べ受診回数:回/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	11,424 回	11,130 回	10,878 回	10,626 回	10,402 回
確保方策②	11,424 回	11,130 回	10,878 回	10,626 回	10,402 回
②－①	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

5. 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全ての子どもの健やかな成長を支援するために、質の高い教育・保育その他子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが重要であるとされています。

そのための方策の一つとして、教育・保育の一体的提供と推進体制の確保内容について次のように定めます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能や特長をあわせ持ち、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもの保護者の就労状況等で通園施設を変更せずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後とも、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

(2) 教育・保育の質の向上に向けた取組

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

①研修の充実等による資質の向上

幼稚園教諭、保育士等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高めることができるよう、研修等を充実させ、教育・保育の質の向上を目指します。

②特別な支援を要する子どもへの配慮

障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについては、特性や成長に合わせた教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、保育者の知識や支援スキルの向上を目指します。

③教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

④教育・保育に関する施策の総合的な実施

教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき、助言や支援を行う者の配置及び施策を総合的に実施するための体制の整備に努めます。

(3) 認定こども園・幼稚園・保育園と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、個々の発達に応じた適切な教育・保育及び子育て支援の提供が必要となります。

一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切に、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校の児童との交流や職員との意見交換など、連携を通して、今後も認定こども園・幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続を目指します。

また、保育を利用している子どもが、小学校就学後すみやかに放課後児童教室を利用できるよう、相互の連携を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後の休業及び育児休業明けに認定こども園、幼稚園、保育園等を希望に応じて利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中から情報提供や相談支援等を行い、円滑な利用の確保に努めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

